

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 裾野市の概要・立地

(裾野市地域防災計画より抜粋)

裾野市は、静岡県東部の愛鷹山の東部、箱根山の西部に位置しており、東部及び西部は、箱根山及び愛鷹山で、北部は御殿場市と、南部は三島市と長泉町に接している。

面積・人口 (令和6年6月1日現在) は 138.12 km²・48,842 人。

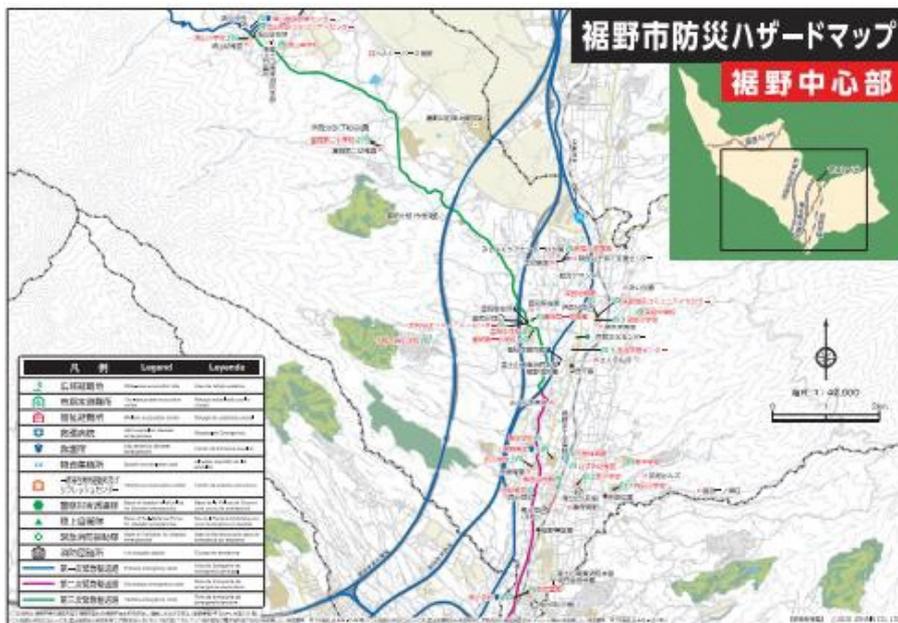
市内は黄瀬川を中心に、箱根山、愛鷹山、富士山の3つの山裾が重なってできており黄瀬川低地帯、箱根山麓帯、富士高原帯、富士山麓帯、愛鷹山地帯の5つに区分される。

気候条件として裾野市は太平洋式東海気候に属する温暖な地域である。黄瀬川沿いの平坦部の最高気温が8月の30.8℃に比べ標高の高い須山地区では28.7℃と2.1℃も低くなっている。又、最低気温は2月-2.2℃に比べ須山地区では1月の-9.0℃と寒さが厳しくなっている。

地域ごとでの住民意識、特に防災に関する意識の格差は大きい。このため、地域社会(コミュニティ)の防災(共助)意識を高める必要がある。災害対策上の問題としては、道路、河川の未整備、都市下水路の不足、新興住宅との調和等が考えられる。また、デジタル技術の発達により、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、あらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

(2) 市内の災害リスク

(裾野市防災ハザードマップより)



3 土石流、地すべり、山崩れ

市内には、土砂災害警戒区域（土石流）が52箇所、土砂災害特別警戒区域（土石流）が44箇所、土砂災害警戒区域（急傾斜地）が60箇所、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）が57箇所指定されており、降雨時や地震時には相当の被害を及ぼすものと思われるため十分な警戒が必要である。

4 火山噴火

市内には富士山・箱根山などの活火山がある。現在、富士山周辺の火山活動が活発化する兆候はみられていないが、1707年の宝永噴火から今年で317年が経過し、いつ火山活動が発生してもおかしくない状況である。被害想定としては、噴石、火砕流、溶岩流、降灰、土石流、火山ガスなど多岐にわたるため、その活動の推移には日頃から十分注意する必要がある。



5 火災

市内には近年大規模小売店舗、マンション等建築物が増加し、同時にそれらの建築物の高層化、大規模化が進んだため火災の様相も複雑化し、消火の困難性とあいまって多数の人命が脅かされる恐れがある。

6 雪害

毎年数回の積雪があるため、予報等に配慮し、除雪に対応できる体制づくりが必要である。また、

雪崩の危険も予想され、予報等十分に注意する必要がある。このため、建設部局の連携により、「積雪による交通規制対応マニュアル」等による迅速・効率的な除雪に努める。必要により災害対策本部を設置して関係機関等と連携した有機的な活動を行う。

7 交通災害

市内には、東名高速道路、新東名高速道路、国道246号等東西を結ぶ主要道路があり、これらにおける事故は大きな災害に結びやすく、影響も大きいので特段の配慮が必要である。

8 原子力防災

1) 県内には、浜岡原子力発電所があり、本市はUPZ（Urgent Protective action planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域で原子力施設から概ね半径30km）外であるが、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。なお、発電所内で環境への影響のないトラブル等が発生した場合にも、原子力発電所に対する市民の関心は高いことから、適切な広報・情報伝達が必要である。

2) 万一、浜岡原子力発電所に何らかの事故が発生し、裾野市の安全が確認され県から要請があった場合は、UPZ内の避難住民（焼津市民の一部）を一時、市内の小中学校等の体育館及び市内公共施設に受け入れる。（放射能レベル：基準値以内）また、避難住民が神奈川県に避難する場合には、県等が手配したバスに乗り換える施設等として避難中継所を市内に設置する。

9 複合災害、連続災害等、不測・緊急事態に対する備え

一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。当市の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。特に、現行の「富士山火山避難基本計画(令和6年4月)」は富士山噴火が単独で発生したことを前提としているが、過去には、宝永4年（1707年）10月28日に宝永地震（M8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する複合災害も想定しておく必要がある。

（その他 感染症の流行）

令和2年に急激に感染拡大し、その後世界的に爆発的蔓延を引き起こした新型コロナウイルス感染症は社会経済活動の停止をもたらし、その結果、各種業界のサプライチェーンの崩壊と個々企業事業所の経営破綻に繋がった。今後も新たに発生する可能性のある未知のウイルス等による感染症につい

でも一つの災害リスクとして認識しておく必要がある。

(3) 商工業者の状況

・地区内商工業者数 1, 288名 ・地区内小規模事業者数 1, 023名

地区内商工業者の業種別内訳							合 計
建 設 業	製 造 業	卸 売 業	小 売 業	宿 飲 泊 食 業 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他	
196	205	60	379	123	230	95	1,288

(令和6年3月末現在)

(4) これまでの取り組み

1) 裾野市の取り組み

- ・各種防災計画の策定
- ・総合防災訓練、地域防災訓練等の防災訓練の実施
- ・裾野市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・自主防災組織の育成
- ・非常用食料や簡易トイレ等の防災備蓄品の備蓄、充実
- ・災害発生時ボランティア活動支援の準備
- ・ハザードマップの配布による災害危険箇所の周知
- ・気象情報や避難情報を市ホームページや防災無線、公式LINE、Facebook等の各種情報発信ツールを活用しての市民への周知

2) 裾野市商工会の取組

- ・事業者に対するBCPの周知
静岡県商工会連合会や保険会社からのチラシを全会員配布
また巡回指導において配布する等して周知している
- ・防災備品の備蓄
- ・事務局職員の居住地区開催の防災訓練への積極的な参加
- ・新型インフルエンザ等の感染症急拡大時などに対応する近隣商工会協力体制の確立

II 課題

現状、当会の緊急時の取組について市の防災事業計画や新型インフルエンザ等対策行動計画と連動した具体的な体制やマニュアルが整備されていない。又、当会では緊急時の対応を行うノウハウを持った人員が不足している。そのためBCP策定に取り組めていない。本件の事業継続力強化支援計画申請を契機に、損保会社等と連携し、専門知識を持った専門家の指導を仰いだ上で、早急に体制を整える必要がある。

III 目標

想定される大規模自然災害や新たな感染症に対して裾野市地域防災計画及び裾野市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、災害発生時等には市と商工会が一体となり経済活動を早期に復旧、復興に向けた取組みを行っていく。

- ・BCP策定の研修会に職員を積極的に参加させ能力向上を図るとともに、専門家や損保会社との連携による事業者のBCPの策定を強化する
- ・発災時における連絡の円滑化をすすめるため裾野市と当会の連絡ルート及び手段の構築を行う
- ・発災後早期に復興支援を行えるような関係機関等の連携と組織内の体制の構築を行う
- ・地区内の事業者に対しBCP策定の必要性を周知し、災害リスクや感染症リスク等を認識してもらい事業者のBCPの策定指導及び支援を行う

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県に報告する

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年9月1日～令和11年8月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・裾野市商工会と裾野市は役割分担、体制を整理の上、連携して以下の事業を実施する

< 1. 事前の対策 >

- ・策定中である裾野市商工会の事業継続計画と本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に速やかに取り組めるように、当会では自然災害や事故等様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援していく

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知（個別対応）

- ・巡回指導の際にハザードマップ等総合防災ツール（静岡県防災アプリ）等を活用しながら、事業所所在地の自然災害等のリスクとそれら軽減させる取り組みや休業を前提とした水災補償等の損害保険等の加入について説明する

- ・南海トラフ地震臨時情報等の大規模地震発生情報の発表について周知を行い、情報発表時の防災対応を事前に計画準備しておく様、説明を行う

【関連業者に依頼する内容】

- ① 裾野市作成の避難指示等に関するガイドラインに基づく誘導方法
- ② 最寄りの一次避難地及び指定避難所の確認、来訪客への事前説明及び誘導方法
- ③ 交通状況の情報入手方法及び主要国道の交通アクセスを踏まえた観光客の誘導帰宅
- ④ 罹災を想定しサービス、宿泊業等の施設再建のための保険について確認し付保を検討する

(2) 裾野市商工会自身の事業継続計画の作成

事業継続計画は令和6年度内の完成を目標に策定に取り組む

(3) 関係団体等との連携

- ・静岡県商工会联合会及び近隣の商工会と情報交換し連携を図る
- ・損害保険会社と連携して、BCP関連損害保険の周知及び小規模事業者に対する災害リスクの周知を行い、BCP策定支援やセミナー開催等の支援を行う。発災後は被災企業に対する公的支援策の情報提供を行う。

(4) フォローアップ

- ・小規模事業者のBCPの取り組み状況を確認する
- ・年1回BCPの取り組み状況を確認し、最新情報を提供し必要に応じて見直しも行う

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（南海トラフ巨大地震M9相当規模の地震）が発生したと仮定し、裾野市と連携し連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施）

(6) 感染リスクへの対応

- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行う。また、感染症対策を盛り込んだBCPの策定を推進する
- ・感染症発生時は、情報共有体制と同様に関係機関との連携を図る
- ・事業者に対してリスクマネジメントとして各種保険（生命保険や傷害保険、休業補償等）を紹介する

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等の発災後には人命救助を第一に行う。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否確認を行う
- ・SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、被害状況（家屋被害や道路状況等）等を市と当会で共有する
- ・感染者急拡大時には職員の体調管理を随時行い、事業所の消毒、職員のうがい手洗い等の徹底を行う
- ・感染症拡大蔓延時や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、裾野市感染対策本部設置に基づき当会でも感染症対策を行う

(2) 応急対策の方針決定

- ・安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有した時点において、その発災被害規模に応じ裾野市と当会との間で実施する応急対策の方針を決める。方針決定は両者で協議し想定する応急対応策内容は、おおむね下記の表の判断基準とする
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する

災害規模の目安と想定する対応策の内容

被害規模	被害の内容	想定する応急対策
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の災害が発生している ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない 	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急相談窓口の設置・相談業務 ② 被害調査・経営課題の把握業務 ③ 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している 	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急相談窓口の設置・相談業務 ② 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない 	特に行わない

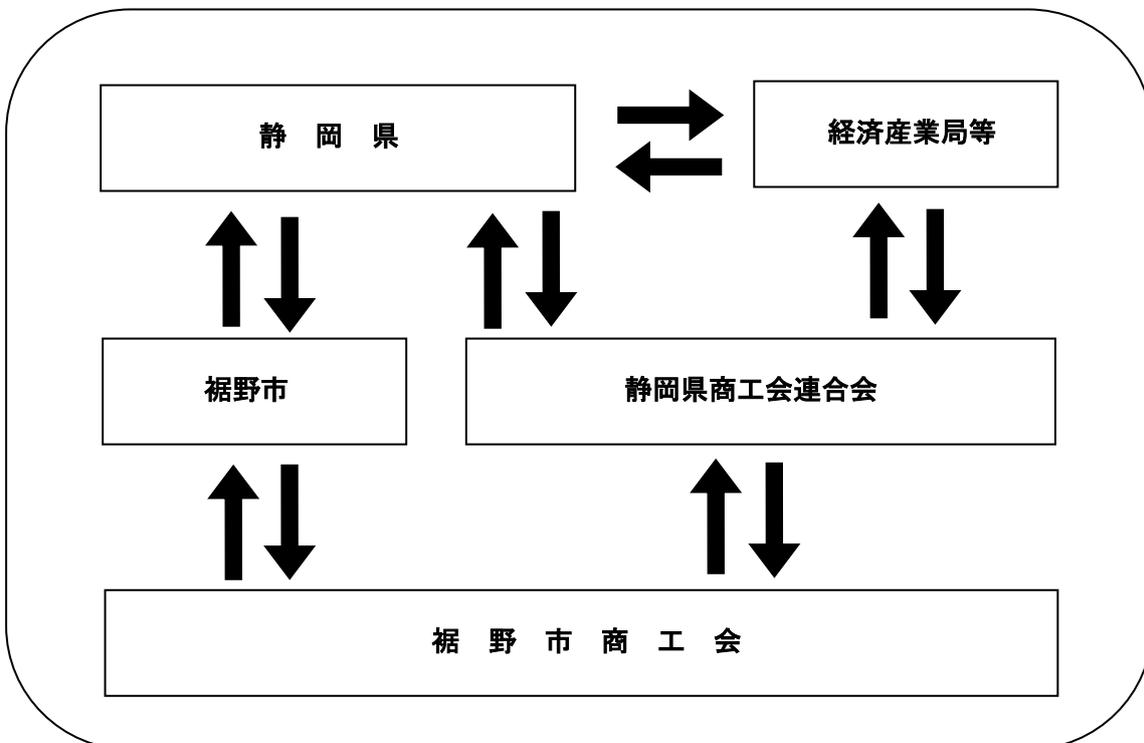
尚、連絡が取れない区域に関しては、大規模な被害が生じているものとする

- ・本計画により裾野市と裾野市商工会は以下の間隔で被害情報等を共有する

発災後 ～ 1週間	1日に3回共有する
1週間 ～ 2週間	1日に2回共有する
2週間 ～ 1か月	1日に1回共有する
1か月以降	2日に1回共有する

< 3. 発生時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生及び新たな感染症等の急速拡大時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める
- ・裾野市と当会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、予め確認しておく
- ・当会と当市が共有した情報を静岡県指定する方法にて裾野市又は当会より県に速やかに報告する
- ・感染症が著しく流行した場合、国や県からの情報や方針に基づき、裾野市と当会が共有した情報を国、県の指定する方法にて報告を行う



被害状況報告の内容

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の状況（全壊・半壊） ・ 浸水の状況（床上・床下） ・ 機械設備の状況 ・ 製品等の状況
被害額（千円）	
内訳	建物、機械設備、製品その他

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法については裾野市と相談する
(裾野市商工会が国の依頼を受けた場合は、災害関連の特別相談窓口を設置する)
- ・ 発生後 2～3 週間を目途に安全性が確認された場所において相談窓口を設置する
- ・ 地区内小規模事業者等の被害対象物、被害額等の詳細を確認する
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、裾野市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する
- ・ 感染症の流行により事業活動に影響を及ぼすことが懸念される場合は、地区内小規模事業者等に対して支援策や相談窓口の設置等を行う

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 静岡県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う
- ・ 被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を静岡県等に相談する
- ・ 感染症等の流行により事業活動が困難になった場合、また、その恐れがある時は資金繰りや補助金等を積極的に地区内小規模事業者等に周知する

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県に報告する

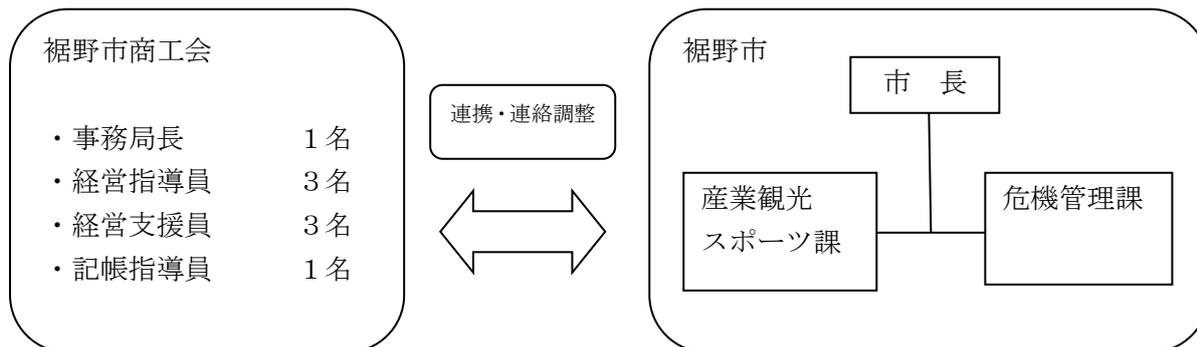
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年5月現在)

- (1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名 山岸 隆志

連絡先 裾野市商工会 055-992-0057

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取り組みの企画及び実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し及びフォローアップ (年1回以上)

- (3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

- ①商工会 裾野市商工会

〒410-1102 静岡県裾野市深良451

裾野市商工会

電話 055-992-0057 / FAX 055-993-8833

E-mail : suso.shoukou-0057@vega.ocn.ne.jp

- ②関係市 裾野市

〒410-1192 静岡県裾野市佐野1059

裾野市 産業観光スポーツ課

電話 055-995-1857 / FAX 055-995-1864

E-mail : shoukou@city.susono.shizuoka.jp

〒410-1192 静岡県裾野市佐野1059

裾野市 危機管理課

電話 055-995-1817 / FAX 055-992-4447

E-mail : bousai@city.susono.shizuoka.jp

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県に報告する

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ等作成費	150	150	150	150	150
防災等対策費	100	100	100	100	100
通信費用	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、市補助金、事業委託費、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社アースシェア絆（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代理店） 所在地：沼津市丸子町 6 1 1 - 2 0 代表者：永田耕一
連携して実施する事業の内容
① 事前対策 ・事業者に対する災害及び感染症拡大リスクの周知 ・事業者向け BCP 策定セミナーの開催 ・BCP 関連損害保険制度の周知 ・事業者向け BCP 作成支援 ② 復興支援 ・事業者の復旧復興に向けた各種相談窓口支援 ・被害状況と照らし合わせた速やかな保険請求手続き支援 ・被災事業者に対する公的支援施策等の情報提供
連携して事業を実施する者の役割
① 事業者所在地のハザード情報の提供、保険相談等 ② 被災に伴う倒産及び再建計画支援 ③ 被災に伴う資金繰り悪化防止 ④ 被災後の事業再建及び再建資金の支援
連携体制図等